

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料が未納であるとの通知を社会保険庁から受けたが納付できない。当時、私が納付書とお金を夫に渡して役場で納付してもらっていた。領収書は保管していたが、3年くらいずつまとめて処分した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間以降国民年金加入期間は国民年金保険料をすべて納付済みであるなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間前後は国民年金保険料が納付済みであり、申立期間当時、申立人の生活状況に大きな変化はみられないことから、納付意識の高い申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、A市（当時B町）保管の国民年金被保険者名簿の昭和47年4月及び同年10月の検認記録欄には、申立人が免除申請を行った記憶がないにもかかわらず、一旦「申免」印が押印された後に領収印が押印されているなど、行政側の記録管理に不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から39年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

また、昭和40年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から39年3月まで
② 昭和40年4月から同年11月まで

当時、私は知らなかったが、厚生年金保険加入期間中の昭和38年6月から39年3月まで母親が国民年金保険料を納めていた。社会保険事務所は申立期間①の保険料を41年5月に還付したと言っているが、受け取っていない。また、40年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたのに、社会保険事務所は、本来納付してもらう必要のない保険料であるから還付すると言うが、40年以上も経ってから返すというのはおかしい。申立期間②を国民年金保険料の納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は申立期間の国民年金保険料の還付金を受け取っていないとしているところ、事実、社会保険事務所の記録により、昭和41年5月に、37年1月から同年12月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の保険料の還付決定が行われたことが確認できる。しかしながら、社会保険庁の記録により、当該還付決定のうち、37年1月から同年12月までの期間及び38年4月から同年5月までの期間については、還付決定が取り消され、納付記録が訂正されたことが確認でき、行政側の記録管理が適切に行われなかったものと認められる。

また、社会保険事務所が還付決定時点で保管していた特殊台帳には、還付決定時点で、申立人が居住していた住所の記載が見当たらないことから、社会保

険事務所は、申立人の居住地を把握しておらず、申立人に対し、還付事務手続に必要な書類が正しく送付されなかったことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳には申立人が国民年金へ任意加入する以前の保険料を納付したことを示す検認印が確認できるとともに、申立人に対するA社会保険事務所の平成20年1月16日付国民年金保険料納付記録照会回答書により、当該社会保険事務所も申立期間の保険料は、本来納付する必要がなかったことを認めていることから、申立人が申立期間の保険料を納付し、長期間国庫歳入金として取り扱われていたことは明らかである。

また、誤って収納した国民年金保険料は還付すべきであり、調査の結果、還付した記録が確認できなかったため、今回還付とするA社会保険事務所の申立人に対する上記の回答は、申立期間の保険料を適正に納付していたと長年確信していた申立人の心情に鑑みれば、信義則に反することなどの事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの期間及び42年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から同年3月まで
② 昭和42年4月から同年9月まで

申立期間①については、私がA県の大学に在学中に20歳になったので、郷里の母親が旧B町役場の加入勧奨により私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。

申立期間②については、昭和40年4月に公務員になったが、病気のため42年3月に退職し、郷里で静養していた時、町役場の担当者と農家組合長（隣組組織の長）から、2回ほど加入勧奨を受け、隣組組織を通じて税金と国民年金保険料を納付していた記憶がある。当時、町は国民年金事務推進体制をとっており、隣組組織内に未加入、未納者がいれば問題になるが、自分の未加入、未納について問題になった憶えがない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は合計して9か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納がない。

また、申立人は、申立期間①当時、大学在学中のため、国民年金の任意加入者であったが、昭和38年2月に旧B町で強制加入者として国民年金手帳記号番号が払い出され、同年4月から保険料を納付しているのが確認できることから、この時点で現年度納付が可能な申立期間の保険料を申立人の母親が納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立人の姉は、当時、申立人と自分の保険料を母親と一緒に納付したと証言しており、姉が納付済であるのに、申立人が未納とされているのは不自然である。

- 2 申立期間②について、申立人は、当時、町役場の担当者と農家組合長（隣組組織の長）から、2回ほど加入勧奨を受け、隣組組織を通じて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、事実、C市(旧B町)からの回答により、当時、町役場職員と農家組合長が国民年金の加入勧奨を行い、隣組組織が保険料を集金していたことが確認できることから、申立てに不自然さは見られない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から42年2月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和41年3月から42年2月までの納付事実が確認できないとの回答をもらった。当時は、納税組織があり、隣組の班長が小切手帳のようなものに判を押して国民年金保険料を集金し、まとめて農協へ納めていたのを覚えている。私の保険料の納付記録に未納があるのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付し、厚生年金保険との切替手続も適正に行っているなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和41年3月の納付検認印欄には、「現42.7.28」と押印されているとともに、42年4月から同年9月までの保険料が同日付で納付されているのが確認できることから、納付意識の高い申立人が、過年度納付が可能な申立期間の保険料を納付しなかったのは不自然である。

さらに、平成20年1月28日に、申立人が所持している国民年金手帳の検認印により、昭和44年4月から6月までの期間が未納から納付済に記録訂正がなされるなど、行政側の記録管理が適切に行われなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和43年10月から44年3月までの納付事実が確認できないとの回答をもらったが、納得できない。

昭和43年10月に会社を退職後すぐに市役所へ行き、国民健康保険と一緒に国民年金加入手続きを行い、A地区支所又は市役所本庁で国民年金保険料を欠かさず納付してきた。加入当初は2～3か月分の保険料として600円から800円位を納めた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の国民年金保険料を納付済みであり、厚生年金保険加入期間においても国民年金保険料を納付していたため保険料の還付を受けているなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年3月8日から同年4月1日の間に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間は国民年金保険料の現年度納付が可能であるため、納付意識の高い申立人が加入当初の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳とオンライン記録では、申立人の資格取得年月日や未納期間に齟齬が見られるとともに、オンライン記録では厚生年金保険加入期間が国民年金加入期間とされているなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年6月から38年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年6月から38年10月まで

私は、昭和34年3月からA市B町に住み、申立期間当時、国民年金保険料の集金人に勧められて夫と一緒に国民年金に加入した。

集金人が毎月、国民年金保険料を集金に来る度に、私は夫の保険料と一緒に支払い、引換えに預かり書をもっていた。昭和37年4月及び同年5月の保険料だけ納付済みとなっているのは間違っているもので、調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、口頭意見陳述において、申立期間当時、集金人の勧奨・指導により国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、転居後は保険料納付について勧奨する人も無く、未納のままとなったと証言しており、申立人の国民年金保険料納付のきっかけは、居住していた地域の集金人の関与によるものであったことがうかがえる。

事実、申立人が申立期間当時に居住していた地域の現町内会長の配偶者及び当時の町内集金人の長女の証言から、申立人が居住していた地域では集金人による町内集金が行われていたことが確認できる。

また、申立期間①及び②の間の昭和37年4月及び同年5月分の国民年金保険料は納付済みであり、当該地域に居住していた期間のうち、当該集金人が保険料の収納を行っていた期間は保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録により、申立期間当時、当該地区において同一の集金人により国民年金保険料の納付がなされていたと推認できる国民年金被

保険者の保険料の納付状況等を確認したところ、いずれの被保険者も保険料が納付済みであるか若しくは申請免除の手続きがなされていることが確認でき、当該集金人が担当する地域では、保険料納付が困難な者に対しては、免除申請を行うなど未納者を出さないよう集金人によるきめ細やかな指導がなされていたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年6月から38年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年6月から38年10月まで

私は、昭和34年3月からA市B町に住み、申立期間当時、国民年金保険料の集金人に勧められて、妻と一緒に国民年金に加入した。

毎月、集金人が国民年金保険料を集金に来る度に、妻が私の保険料と一緒に支払い、引換えに預かり書をもらっていた。昭和37年4月及び同年5月の保険料だけ納付済みとなっているのは間違っているもので、調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の配偶者は、口頭意見陳述において、申立人が申立期間当時、集金人の勧奨・指導により国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、転居後は保険料納付について勧奨する人も無く、未納のままとなったと証言しており、申立人の国民年金保険料納付のきっかけは、居住していた地域の集金人の関与によるものであったことがうかがえる。

事実、申立人が申立期間当時に居住していた地域の現町内会長の配偶者及び当時の町内集金人の長女の証言から、申立人が居住していた地域では、集金人による町内集金が行われていたことが確認できる。

また、申立期間①及び②の間の昭和37年4月及び同年5月分の国民年金保険料は納付済みであり、当該地域に居住していた期間のうち、当該集金人が保険料の収納を行っていた期間は保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録により、申立期間当時、当該地区において同一の集金人により国民年金保険料の納付がなされていたと推認できる国民年金被

保険者の保険料の納付状況等を確認したところ、いずれの被保険者も保険料が納付済みであるか若しくは申請免除の手続きがなされていることが確認でき、当該集金人が担当する地域では、保険料納付が困難な者に対しては、免除申請を行うなど未納者を出さないよう集金人によるきめ細やかな指導がなされていたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月25日から同年4月1日まで

昭和43年3月25日から平成15年4月1日までのA事業所での厚生年金保険の加入期間について、照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、昭和43年4月1日から平成15年4月1日で相違ない旨の回答をもらった。

在籍証明書のとおり、昭和43年3月25日から在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の人事記録、事業主による勤務証明書、雇用保険の記録、健康保険組合提出の健康保険資格証明書及び事業所提出の健康保険・厚生年金保険取得者台帳から、申立人は申立期間において、A事業所（申立当時はB事業所）に勤務していたことが認められる。

また、昭和41年から43年に入社した同僚の厚生年金保険の資格取得日は入社日と同日であることから、A事業所では、入社日に厚生年金保険に加入させていたものと思われる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の資格取得時の同額から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年6月16日）及び資格取得日（昭和44年10月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月16日から同年10月2日まで

自分は、株式会社A社に昭和40年10月末から勤務し、47年12月末まで一度も辞めることなく、休まず勤務してきた。社会保険事務所に確認したところ、44年6月16日から同年10月2日までの間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。継続勤務していたことは同僚の証言からも間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、株式会社A社において昭和41年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、44年6月16日に資格を喪失後、同年10月2日に同社において再度資格を取得しており、44年6月16日から同年10月2日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚二人は、申立人は申立期間において在籍していたと証言している上、これらの同僚は申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

また、株式会社A社に勤務していた従業員で、社会保険庁のオンライン検索によりその年金記録を確認できる149名のうち、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失し、再取得している者が4名認められる。これら4名のうち2名は結婚・出産による一時的な休職が推測され、1名は転職であり、他の1名は他界しているため理由が確認できないが、4名中3名について

は被保険者となっていない理由が推認できる一方で、申立人については申立期間において被保険者資格をいったん喪失し、再取得するような合理的理由が見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和44年6月の資格喪失時の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っているものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②については申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年3月20日に訂正し、申立期間③については申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を58年2月1日に訂正し、申立期間②及び③の標準報酬月額を、②50年3月は13万4,000円、③58年2月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月1日から同年9月1日まで
② 昭和50年3月20日から同年4月1日まで
③ 昭和58年2月1日から同年3月22日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①については、資格取得日が昭和41年9月1日となっているが、A社へ入社したのは同年7月1日である。また、申立期間②及び③については、工場と本社での社内異動はあったが、入社以来退職まで一貫して勤務していたので、部分的な空白期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、A社の照会回答書、在職証明書及び雇用保険の記録により、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和50年3月20日に本社からB工場へ異動、58年2月1日に本社からB工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から13万4,000円とし、申立期間③の標準報酬月額については、58年3月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無く、「届出誤りも考えられる」と回答していることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立期間②については、申立人に係る昭和 50 年 3 月分の保険料、申立期間③については、申立人に係る 58 年 2 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、A社の在職証明書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所の就業規則では3か月間の試用期間が設けられ、当該事業所は、試用期間は社会保険に加入させていなかったと回答している上、複数の元同僚から、期間は明確ではないが「試用期間があった」との証言があることから、申立期間においては厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

また、申立人は申立期間に係る保険料控除の具体的な記憶を有していない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無く、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における資格取得日に係る記録を平成8年5月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、申立期間①及び②のいずれの事業主も、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月1日から同年11月1日まで
② 平成8年5月7日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①については、保管していたA社の給与明細書で昭和42年10月に控除されていた保険料が記録に反映されていなかった。また、申立期間②については、B社における資格取得日が平成8年7月1日となっているが、雇用保険の被保険者資格取得日は同年5月7日であり、保管していた給与明細書でも7月に2か月分控除されていたのに記録に反映されていなかったため、15年3月に返金してもらっている。申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書から、申立人が申立期間に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及び給

与明細書の厚生年金保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管していた当時の従業員台帳に、「昭和42年11月1日付で2年間の有期契約により教育実習を命ずる」との記載があることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る42年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人が提出した給与明細書から、申立人が申立期間に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及び給与明細書の厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は焼失しているために不明としているが、平成8年7月の給与明細書において申立期間に係る2か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人の預金通帳の記録などにより15年3月6日に当該保険料を申立人に返金していることが確認できることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る8年5月及び同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から48年9月までの期間、59年1月から同年11月までの期間及び60年2月から61年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から48年9月まで
② 昭和59年1月から同年11月まで
③ 昭和60年2月から61年1月まで

平成19年8月20日に年金記録を照会したところ、厚生年金保険の加入期間以外の国民年金の加入記録と保険料納付記録がないとの回答を受けたが、納得できない。

20歳になった昭和40年8月に国民年金の加入手続を行っており、その後は厚生年金保険資格喪失の都度、国民年金の再加入手続を行っていた。

結婚前は自分が国民年金保険料を納付し、結婚後は納付組織の集金人を行ったことがある妻が納付組織の集金人に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年8月ころ、旧A町に転入した後、国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険資格喪失時には再加入手続を行ったとしているが、申立人が所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号の記載はあるものの、国民年金に加入していれば記載されるはずの国民年金手帳記号番号及び初めて被保険者となった日の記載が無い上、他の手帳を所持した記憶もないとしていることから、申立人は国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及びオンラインによる氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料

の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び41年6月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和41年6月から43年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を貰ったが、納得がいかない。

当時はA郡B町に居住しており、毎月、集金に来られた方を通じてB町役場へ納付した。集金の方は面識が無い人なので町内の者ではないと思う。昭和36年4月の保険料額は200円であり、また領収書は黄色であったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする元夫は既に他界しているため、申立期間当時の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の元夫の納付状況からも、申立人及びその元夫の保険料が一緒に定期的に納付されていた形跡はみられない。

さらに、申立期間において申立人の元夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和38年9月と47年9月の納付が確認できないとの回答であったが、その後47年9月分は納付済みに訂正された。申立期間当時は、地区の区長、班長によりほかの税金等とともに国民年金保険料の集金が行われていたし、地区集金に納付が間に合わなかった時には納付書により保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとされる父親はすでに他界していることから、納付状況の詳細が不明である。

また、申立人は会社を昭和38年8月末に退職後、父親が国民年金の再加入手続きを行い、同年9月から申立人及び両親の3人分の保険料を一緒に納付したとしているところ、申立人が保管する父親が当時記録した保険料納付メモでは、38年10月以降3人分の保険料を納付したことが確認できるものの、38年9月以前については両親の保険料相当額の納付しか確認できない上、ほかに父親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無い。

さらに、市及び社会保険事務所の記録とも、厚生年金保険加入後の申立期間は未加入期間であり、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から39年5月まで

平成19年7月に国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和37年6月から39年5月までの納付事実が確認できないとの回答を得た。申立期間中は、A区にある家具職人の親方宅に住み込んでおり、37年6月から国民健康保険に加入し国民年金にも加入した。国民年金手帳は手元に無いが、毎月保険料を納付していた記憶があり、保険料納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に居住していたとするA区、B区役所及び管轄の社会保険事務所からは、申立人が申立期間に国民年金に加入していた記録が無い旨の回答があるとともに、氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、昭和37年6月に国民年金の加入手続を行って毎月保険料を納付したとしているが、申立人が申立期間において保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時、申立人が保険料を納付していたことを記憶する証言者もいないなど、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和45年7月から49年3月までの納付事実が確認できないとの回答をもらった。51年9月に新しい会社に入社する時に、会社の事務担当者から国民年金に未加入期間があると社会保険に加入することができないと言われ、同年同月ころ約2万円を一括納付した。AからBに戻るときには新しい会社への就職が決まっており、また、貯蓄もあったので納付は可能であった。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録により昭和49年5月ころに払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない。

また、申立人は新しい会社に入社した昭和51年9月に、会社の事務担当から勧められて保険料を一括納付したとしているが、この時点は特例納付の実施期間ではないことから、特例納付により保険料を納付することはできない上、申立期間の保険料を過年度納付することもできない。

さらに、申立人は既に他界していることから、保険料納付状況の詳細が不明であるとともに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間において保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び39年4月から42年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和39年4月から42年7月まで

私は、昭和31年3月から59年8月まで、A区にある学生服、婦人服を扱う問屋で働いていた。47年11月に所帯を持ち、会社から厚生年金保険被保険者証と国民年金手帳を渡され、昭和36年度の保険料領収書もらった。会社から厚生年金保険から国民年金に切り替わる話は聞いていなかったが、申立期間は毎月保険料を職場の事務員に渡しており、自分の年金記録に未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、当時の事業主も既に他界していることから、加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人は職場の事務員を通じて国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していたとする同僚も、昭和36年4月から国民年金に加入し、36年4月から37年3月までの保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間を含む37年4月から47年3月までの期間の保険料は未納であり、当時申立人が勤務していた職場において、担当事務員による国民年金保険料の収納が行われていたとは言い難い。

さらに、申立人が申立期間において、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、51年4月から同年11月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から47年12月まで
② 昭和51年4月から同年11月まで

昭和41年に生まれた次男が幼稚園に入園することになり出費が増えたころ、婦人会の方が集金に来たのを記憶している。昭和51年4月から11月分の保険料は、婦人会による集金で納め、かつ、自らも納付書により農協で納めており、重複納付となっているので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月以降に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は任意加入の未加入期間であることから、納付書は発行されず、保険料を納付できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持した記憶が無いとするなど、加入時の記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は重複納付の証拠として、旧A市発行の「国民年金保険料領収カード」並びに「国民年金保険料納付書兼領収書」及び「国民年金保険料領収書」（以下「領収書」という。）を提出し、「国民年金保険料領収カード」は納付組織の集金人に納付したことを証明するものであり、

「領収書」は自ら納付書により納付したことを証明するものであるとしているが、「領収書」のあて先欄の記載内容から、本「領収書」は、納付組織の集金人が収納した保険料を金融機関に納付する際に使用されたものであると推認されることから、上記資料を所持していることが、直ちに国民年金保険料を重複納付したことを証明するものとは考えにくい。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年2月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和49年4月から52年2月までの納付事実が確認できないとの回答をもらった。亡き父母が家族のお金の管理を行っており、私の妻が納付済みであるのに、私の分が未納になっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする両親は既に他界しているため、加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者記号番号払出簿の縦覧及びオンラインによる氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から23年5月29日まで
昭和21年9月1日から23年5月29日までのA社B工場の厚生年金保険の加入期間について照会申出書を提出したところ、脱退手当金を支給しているため年金額の計算に算入されない旨の通知を受けたが、脱退手当金を受給した覚えがないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社B工場を退職した脱退手当金受給資格者（女性）80名のうち、脱退手当金の支給記録のある35名全員が厚生年金保険資格喪失日の4か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人については事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和23年6月12日に支給決定されているほか、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 19 日から同年 10 月 6 日まで
② 昭和 33 年 10 月 6 日から 37 年 8 月 11 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金が昭和 37 年 10 月 18 日に脱退手当金として支給済みとされているが、受け取った覚えが無い。受取書の控えを見て、自分自身の筆跡であれば、納得します。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 10 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 45 年 3 月に短大を卒業し、学校から紹介された A 株式会社にて、同年 4 月 1 日に就職したのち、地方公務員として転職する前日の 46 年 3 月 31 日まで勤務した。皆勤でないため給与が減額されるので 3 月 31 日まで勤務したと記憶している。給与明細書等の書類は無いが、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めるよう申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚及び申立人と同日に採用され、関連会社に配属された二人は、申立人が申立期間に勤務していたかについて記憶していない上、申立人の後任として昭和 46 年 3 月に採用されたと証言している者は、申立人と一緒に働いた記憶は無いと証言している。

また、A 株式会社の子会社を引き継いでいる B 株式会社の事務担当者は、申立人の申立期間に係る関係資料は保存されていないため、申立期間の勤務について確認できないと回答している上、当時の事業主は他界しており証言を得ることはできず、同社における申立人の雇用保険の加入記録も無いことから、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料控除に関する具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立内容の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 30 日から 40 年 7 月 16 日まで
脱退手当金に関しては、請求も受給もしていません。支給済記録を訂正してください。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社B工場を退職した女性のうち、脱退手当金の支給記録がある者のほとんどが厚生年金保険資格喪失日の2か月から4か月後に脱退手当金の支給決定がなされているほか、脱退手当金を受給した同僚は「会社で手続をしてもらった」と証言していることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和40年11月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から同年12月まで

申立期間について、船員保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、加入した事実が無いとの回答があった。申立期間は、A株式会社の船Bに乗船していたが、エンジンの故障でC県のD港に修理のためほとんど停泊していた。停泊していた期間は待機となっており、職務は2等甲板員だったが、船の舵取りから甲板清掃まですべての仕事をした。給与は船長から直接受け取っていたが、給与明細書は無く保険料が控除されていたかは不明である。当時は、健康で受診することがなかったので、健康保険証を使った覚えは無い。船員手帳は焼却し他の資料も無いが、申立期間は船員保険に加入していたはずなので船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げている船Bの船長及び同僚三人の氏名が同船の船員保険被保険者名簿に確認できることから、申立人が船Bに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、船Bは申立期間にはエンジン故障のため、ほとんど港に停泊しており、運行したのは試験運航の1、2回のみであるとしている上、昭和20年3月15日に船Bの船員保険被保険者となり、終戦まで勤務したとしている一人は、船には乗ったことはなかったと証言している。事実、申立人が名前を挙げている船長及び同僚三人を含む船Bの船員保険の全被保険者が昭和20年4月1日に資格喪失している。

また、A株式会社は既に全喪している上、その事業を引き継いだE株式会社は、当時の資料は全く残っていないとしており、事業所から申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、申立人は給与から船員保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
高校卒業後の昭和 40 年 3 月 22 日から B で教育訓練を受けた後、同年 4 月 1 日に C に試用員として勤務した。同年 6 月 1 日に、D で A 社の入社式を迎えた。

同期入社と同僚の中には、昭和 40 年 4 月 1 日及び同年 6 月 1 日に厚生年金保険に加入している者がおり、私の年金（共済）の加入年月日が同年 6 月 1 日となっていることに納得がいかない。40 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までを厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している事前通知書により、申立人が申立期間において A 社 E 支社 C に試用員として勤務していたことは確認できるが、同支社の業務の一部を継承している F 本部は、「申立期間当時、試用員・臨時雇用員の厚生年金保険への加入については各事業所の裁量に委ねられており、同事業本部に申立人が厚生年金保険に加入していた事実を示す資料は無い。」としている。

また、申立人と同時期に試用員として採用され、申立人と同じ C に配属された元同僚の二人も、申立期間当時、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで
② 昭和 34 年 9 月 30 日から 35 年 8 月 9 日まで

昭和 27 年 4 月から 52 年 5 月 26 日まで、一貫して株式会社 A 社に就職し、給料は間違いなくもらっている。申立期間について、給与から保険料を天引きされているのに、勤め先が保険料を国に納めなかったために年金を減額されているので、救済してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 52 年ころに申立人が当時の事業主に対して提起した訴訟において、当時の事業主は、30 年 3 月 1 日に株式会社 A 社から米粉の仕事を分離・独立させて個人経営の「B 事業所」とし、申立人は株式会社 A 社を退職して B 事業所で 35 年 8 月まで勤務したと証言している上、申立人も、申立期間当時、株式会社 A 社の当時の事業主と B 事業所を共同経営しており、株式会社 A 社に社員として入社したのは 35 年 8 月であると証言している。

また、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失届から、当時の事業主により、記録どおりの資格喪失及び取得届がなされたことが確認できる。

さらに、事業主が提出した申立期間当時の給料支払簿により、申立期間中、株式会社 A 社から申立人に対して給与が支払われておらず、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人は、前述の訴訟の陳述書において、昭和 30 年 3 月 17 日に社会保険資格喪失届を提出したと主張しており、申立期間当時において、厚生年金保険被保険者資格を喪失している旨の認識があったものと思われる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 11 月 15 日まで
② 昭和 34 年 1 月 10 日から 35 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 7 月 1 日から 38 年 4 月 15 日まで

申立期間①について、私は昭和 32 年 3 月に中学校卒業後、同年 4 月 1 日、同期生と一緒に A 社に入社した。厚生年金保険の加入が同年 11 月 15 日からになっているのは納得できない。

申立期間②について、私は申立期間に B 社で勤務していた。

申立期間③について、昭和 37 年 7 月 1 日に再度、B 社に入社し、38 年 7 月 30 日まで勤務した。

申立期間①、②及び③について厚生年金保険の加入期間と認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、元同僚の証言から、申立人が申立期間から継続して A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、昭和 32 年 4 月 1 日に申立人と一緒に入社したとする同僚 3 名も厚生年金保険の資格取得日が申立人と同じ同年 11 月 15 日と確認できるとともに、その同僚の一人からは見習期間があったと思われるとの証言がある上、社会保険事務所保管の申立期間における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、当該事業所は当時の資料が無いため不明と回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、元同僚の証言から、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことは推認できるが、申立期間③については、元同僚の証言

及び社会保険事務所の記録から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できるものの、勤務開始日が確認できない。

また、申立人は、冬期間は作業現場において、監督者の補助業務を行い、それ以外は運転手として運搬作業を行っていたと主張しているところ、同僚3名が申立人と同じ昭和38年4月15日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、そのうち工場で働いていた同僚からは、1年ぐらい厚生年金保険に加入していなかったとの証言がある。

さらに、社会保険事務所保管の申立期間②及び③における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、当該事業所は、当時の資料が無いため不明と回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立人は、いずれの申立期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 2 日から 38 年 6 月 1 日まで

申立期間当時、Aのみで空きがあったため、即日、登録臨時雇用員で採用された。

当時、病院がB駅の近くにあり診てもらったことがある。第2寮に入居していた時、火災に遭い当時の身分を証明するものはない。給与から保険料が引かれていたか覚えていないが、OB会に出席した時、臨時雇用員の期間を認めてもらった話を聞いたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

C本部が保管していた申立人に係る個人履歴によれば、申立人は昭和 37 年 4 月 2 日にD局において登録臨時雇用員として採用され（勤務先：A）、38 年 6 月 1 日に職員となり、同時に共済組合に加入していたことが確認できる。

しかし、C本部は、「試用員・臨時雇用員については、昭和 38 年 9 月までは年金の加入対象外であったが、38 年 9 月 7 日策定の臨時雇用員等社会保険事務処理規程に基づき、同年 10 月 1 日からは一定の条件を満たした時点から健康保険・厚生年金保険に加入できることとなった。」と回答しているとともに、D局は 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人と同時期に採用された元同僚は、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、同期間中において 20 歳到達時から国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除さ

れていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月から 32 年 9 月ころまで

私は、同郷の同僚から紹介してもらいA社入社した。何か月勤務したかは分からないが、その同僚の後に入社し、後に退職している。申立事業所の名簿に、その同僚の名前があって私の名前が無いのは納得がいかないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人がA社勤務していたことは推認できるが、期間が特定できない。

また、社会保険庁の記録では、当該事業所は昭和 32 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のほとんどは厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、申立期間において健康保険の整理番号に欠落は認められない。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料控除に関する具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い上、当該事業所は既に全喪しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。